

住宅増改築資金融資 あっせん制度

家屋の増改築や修繕、耐震補強、バリアフリー改造、太陽光発電設備等の設置をするとき、その資金の一部の融資あっせんを行っています。

なお、申請から融資あっせん予定者を決定するまでに時間を要しますので、余裕を持ってお申し込みください。

■融資金額 Ⅱ工事見積額の80%以内で、30万円～400万円 (太陽光発電設備等の設置は、10万円～400万円) ▽貸付利率 Ⅱ年2・70% (市が貸付利率の2分の1相当の金額を利子補給しますので、本人負担は1・35%) ▽返済 Ⅱ元利均等償還で、借入額に応じて、10年以内に返済

■条件 ▽市内に1年以上居住し、増改築する家屋の所有者で、同居家族のための増改築であること ▽市税を滞納していないこと ▽償還できる収入・資産があること ▽借地権利者の場合、土地所有者の承諾を得ていること ▽連帯保証人がいること ▽工事完了届を令和4年2月末までに提出すること

■申告書配布場所 まちづくり推進課、市ホームページ

■申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ

木造住宅耐震診断・改修費用助成制度

大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強をすることが重要です。事前書類の提出や指定調査機関等、助成条件について詳しくはお問い合わせください。

【耐震診断費用の助成】 市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成します。

【助成金額】 10万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

【耐震改修費用の助成】 市内にある木造住宅の所有者が耐震診断を行い、診断に基づき耐震改修を行う場合に、改修に要した費用の一部を助成します。

■耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準に適合した耐震改修を行った住宅

■助成金額 60万円を上限に、耐震改修費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

◆共通◆ 問まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

雨水貯留施設の設置費の一部を補助

雨水の積極的な有効利用と節水活動を目的に、雨水貯留施設(雨水タンク等)の設置費用の一部を補助します。日々の散水やいざというときの生活用水として設置してみま

【展示替えによる臨時休館】 期間 5月10日(月)～7月下旬

【令和3年度実施 提案型協働事業が決定】 協働事業提案制度に応募のあった事業の中から、プレゼンテーション審査を経て、次のとおり採択事業が決定しました。

■事業名 学校に行く? 行かない? 子どもたちの多様な学びを考えるー不登校支援シンポジウム

【中村研一誕生日記念特別無料観覧日】 5月9日(日) 午前11時～午後4時(入館は3時30分まで)

【補助金額50万円】 問コミュニティ文化課文化推進係(☎042-387-9923)

【街路灯が点灯していないときはご連絡を】 市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

【ノー上着・ノーネクタイ運動を実施】 市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員の「ノー上着・ノーネクタイ運動」を実施します。

【実施期間】 5月1日(土)～10月31日(日)

【実施場所】 市庁舎および市の施設

【職員課人事研修係】 ☎042-387-9808

【交通対策課交通対策係】 ☎042-387-9850

【小金井警察署管内では自転車による死亡事故が昨年、今年と発生しています。自転車を利用する際は自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用TOKYOキャンペーン 5月1日(土)～31日(月)



【自転車安全利用五則】 1 自転車は車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルールを守る

▷飲酒運転、二人乗り、並進の禁止▷夜間はライトを点灯▷交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 5 子どもはヘルメットを着用

【自転車で歩道を通行できるのは】 ▷「歩道通行可」の標識があるとき ▷13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者 ▷身体障がい者の方 ▷歩道を通行することがやむを得ない場合

問市交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)、小金井警察署(☎042-381-0110)

空き家に関する無料相談窓口

市内に空き家を所有・管理する方が抱えるさまざまな問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、次の団体および金融機関と協定を締結しています。以下の相談窓口を無料で利用できますので、ぜひ、ご相談ください。※無料で受けられる相談内容は異なりますので、詳しくは各団体等にご確認ください

問まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

※祝・休日、年末年始を除く

団体名等	相談内容	連絡先	相談方法等
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部	空き家の売買や賃貸に関すること	☎0422-26-5891	休止中。休止中は、宅建協会不動産相談所(☎03-3264-8000)月曜～金曜日午前10時～午後3時に電話相談
公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部		☎042-316-7822	月曜・火曜・木曜・金曜日午前10時～午後4時に電話相談
一般社団法人 東京都建築士事務所協会南部支部府中部会	空き家の耐震、リフォーム、耐震工事に関すること(耐震診断・設計について)	☎042-363-1100	月曜～金曜日午前9時～午後5時に電話相談
東京建築士会多摩ブロック南部支部		☎042-313-9634	
一般社団法人 北多摩建設業協会小金井建設協会		☎042-322-5438	
東京司法書士会	空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること	☎03-3353-2700	月曜～金曜日午前10時～午後3時45分に電話相談
東京土地家屋調査士会府中支部	空き家の敷地境界に関すること	☎042-325-3589	月曜～金曜日午前9時～午後5時に事前予約のうえ、同支部で直接相談
東京都行政書士会市民相談センター	空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続きに関すること	☎03-5489-2411	月曜～金曜日午後0時30分～4時30分に電話相談
みずほ銀行小金井支店	住宅増改築融資、空き家の有効活用に係る融資に関すること	☎042-381-0220	月曜～金曜日午前9時～午後5時に電話相談
東京弁護士会/第一東京弁護士会/第二東京弁護士会/東京三弁護士会空き家相談窓口	空き家の相続、成年後見、財産管理、契約、紛争の解決に関すること	☎03-3595-9100	月曜～金曜日午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)に電話相談
東京税理士会 納税者支援センター	税金に関すること	☎03-3356-7137	月曜～金曜日午前10時～午後3時30分(正午～午後1時を除く)に電話相談

【補助金50万円】 問コミュニティ文化課文化推進係(☎042-387-9923)

【街路灯が点灯していないときはご連絡を】 市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

【ノー上着・ノーネクタイ運動を実施】 市では、省エネルギー対策をより効果的に推進するため、市職員の「ノー上着・ノーネクタイ運動」を実施します。